

## 期日前投票

投票日に、仕事や旅行などで投票に行くことができない人は、期日前投票を利用してください。市内のど

▼期間：3月30日(土)～4月6日(土)

### <期日前投票所>

	期日前投票所名	開設時間
継続	○市民プラザ(土橋) ○福祉交流プラザ(寺町2) ○各総合事務所・各コミュニティプラザ(柿崎区は柿崎保健センター)	午前8時30分～午後8時
変更	○直江津ショッピングセンターエルマール(イトーヨーカドー直江津店、西本町3)	午前10時～午後8時 ※3月30日(土)、31日(日)、4月6日(土)は午前9時～午後8時
新規	○イオン上越店とアコーレ(富岡)	午前10時～午後8時

※レインボーセンター期日前投票所は、直江津ショッピングセンターエルマール期日前投票所に変更となりました。  
※上記のほか、日時を限定した期日前投票所もあります。

## 不在者投票

いずれも事前に手続きが必要です。希望する人は早めに市選挙管理委員会に連絡してください。手続きに必要な書類は、市ホームページからダウンロードできます。

### ■指定病院などでの不在者投票

上越地域医療センター病院、県立中央病院、新潟労災病院、上越総合病院、特別養護老人ホームおよび老人保健施設など指定の病院や施設に入院・入所している人は、その病院等で不在者投票ができます。詳しくは市選挙管理委員会または病院、施設に問い合わせてください。

市外の病院や施設に入院・入所している人が不在者投票を希望する場合は、早めに市選挙管理委員会へ申し出てください。



### ■身体に障害のある人の郵便などによる不在者投票

次の(1)～(3)のいずれかに該当する人は、自宅から郵便などによる投票ができます。新たに希望する人は、市選挙管理委員会へ連絡してください。  
(1)身体障害者手帳を持っている人で障害の程度が①～③のいずれかに該当する人

- ①両下肢、体幹、移動機能の障害が1級または2級
  - ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が1級または3級
  - ③免疫、肝臓の障害が1級～3級
- (2)戦傷病者手帳を持っている人で障害の程度が①か②のいずれかに該当する人

- ①両下肢、体幹の障害が「特別項症」～「第2項症」
- ②内臓機能の障害が「特別項症」～「第3項症」
- ③介護保険「要介護5」の人

※(1)から(3)に該当し、かつ上肢もしくは視覚の障害の程度が身体障害者手帳で1級または戦傷病者手帳で「特別項症」～「第2項症」の人は、事前に手続きをすると代理人の記載で投票できます。

### ■他の市区町村に滞在している人の不在者投票

仕事などで他の市区町村に滞在し、選挙期間中に上越市へ帰ることができない人は、市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、滞在地の選挙管理委員会ですべての手続きをすることができます。

不在者投票は、滞在地で行った不在者投票の投票用紙が投票日まで市選挙管理委員会へ到着する必要があります。早めに手続きをしてください。

書類に必要な事項を記入の上、市選挙管理委員会事務局(〒943-8601 上越市木田1-1-3)へ郵送してください。

未来のためにみんなで投票!

